

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第6区分

【発行日】平成25年11月21日(2013.11.21)

【公開番号】特開2013-209136(P2013-209136A)

【公開日】平成25年10月10日(2013.10.10)

【年通号数】公開・登録公報2013-056

【出願番号】特願2012-81126(P2012-81126)

【国際特許分類】

B 6 5 D 83/08 (2006.01)

A 4 7 K 7/00 (2006.01)

B 6 5 D 77/20 (2006.01)

【F I】

B 6 5 D 83/08 B

B 6 5 D 83/08 D

A 4 7 K 7/00 C

B 6 5 D 77/20 J

【手続補正書】

【提出日】平成25年9月20日(2013.9.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【発明の詳細な説明】

【発明の名称】包装体、および包装体パッケージ

【技術分野】

【0001】

本発明は、収容物を取り出し可能に収容する包装体、および収容物を収容した包装体からなる包装体パッケージに関する。

【背景技術】

【0002】

特開2010-13144号公報には、ウェットティッシュを収容した包装体が記載されている。この包装体の本体は、熱融着フィルムによって形成されている。そして、包装体の蓋が、本体の開口を覆うように本体に接着されている。この蓋は、本体に対して繰り返し剥離可能に、接着剤を介して接着されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2010-13144号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

しかしながら、特開2010-13144号公報に記載された包装体は、蓋を本体から剥離させる際に、剥離させる力によって本体を構成するフィルムが変形する。特にフィルムのような薄いシート材料で構成されている場合には、剥離させる力によって本体に不可逆的な塑性変形等が生じてしまう。本体が変形したままの状態で、開口を再度蓋で覆うと、蓋が本体に密着することが困難になる。そのため、蓋が本体に密着しないと、本体に収容されているウェットティッシュが乾燥したり、本体の内部に異物が混入したりする可能

性がある。そこで、本発明は、上記に鑑み、包装体において、蓋の本体に対する密着性に関する改良技術を提供することを目的とする。

#### 【課題を解決するための手段】

##### 【0005】

上記課題を解決するため、本発明に係る包装体の好ましい形態によれば、外部に開放された開口部を有するシート部材からなり、開口部に連通した収容空間が内部に形成された本体部と、開口部を覆い、開口部を開閉可能な蓋体とを有する包装体が構成される。当該包装体は、収容空間に収容された収容体を開口部から取り出し可能に構成されている。本体部は、第1方向および当該第1方向と交差する第2方向に延在して形成されている。当該本体部は、第1方向における一方の端部の領域に形成された当該本体部を保持するための保持部を有する。蓋体は、本体部に固着された固着部と、固着部に連接し本体部に対して接着剤を介して剥離可能に構成された剥離部とを有する。剥離部は、第1方向における固着部から一方の端部側に連接されている。そして、本体部には、固着部が固着された第1領域と、第1接着剤を介して剥離部が接着された第2領域と、第1領域と第2領域とで全領域を囲まれた第3領域とが形成されている。さらに、開口部は、第3領域内に形成されている。

また、第2領域は、保持部と、開口における第2方向に離間したそれぞれの箇所との接線と、蓋体を本体部に配置した状態における剥離部の外縁に対応する外径線とで囲まれた領域である第1剥離領域と、接線と開口と外径線とで囲まれた領域である第2剥離領域とを有する。そして、第3領域は、開口が形成されていない領域において蓋体と接着されないように構成されている。

##### 【0006】

本発明によれば、開口部は、蓋体が剥離されず固着された第1領域と蓋体が剥離される第2領域に囲まれた第3領域内に形成されている。すなわち、第1方向に関して、第3領域における開口部と第1領域の間の部分と、蓋体は、第1接着剤で接着されていない。そのため、当該部分が第1接着剤で接着されている場合に比べて、開口部に対する引張力の作用を抑制することができる。その結果、開口部の変形を抑制することができる。これにより、蓋体を剥離させた後に、再度蓋体で開口部を覆う場合に、蓋体と本体部の密着性が向上する。この場合、第3領域における開口部と第1領域の間の部分は、開口非形成領域として構成されていることが好ましい。

##### 【0007】

本発明に係る包装体の更なる形態によれば、第2領域は、当該第2領域を構成する各箇所と保持部とを結ぶそれぞれの直線が、開口部と重ならない位置に配置されるように構成されている。

##### 【0008】

一般的な力の伝達を考慮すると、蓋体を剥離させる力によって発生する引張力は、保持部と剥離させる部分の間に直線的に作用する。そのため、保持部と剥離させる部分の間に開口部が設けられていると、当該引張力によって、開口部が変形してしまう。しかしながら、本形態によれば、第2領域の各箇所と保持部とを結ぶ直線上に、開口部が形成されていない。そのため、剥離部を剥離させる力により発生する引張力によって、開口部が変形することを抑制することができる。

##### 【0009】

本発明に係る包装体の更なる形態によれば、保持部は、本体部を吊下げるための吊下げ部として形成されている。この吊下げ部は、本体部を貫通した貫通穴であることが好ましい。なお、吊下げ部としては、本体部に取り付けられたフック等であってもよい。さらに、吊下げ部は、本体部が吊下げられた状態で、剥離部を本体部から剥離させたときに、吊下げ部が破壊されない強度を有することが好ましい。すなわち、吊下げ部は、剥離部を本体部から剥離させる際に、当該剥離によって生じる力と、収容物入り包装体の自重によって作用する力によっては、破壊されない断面係数を有している。なお、「破壊」とは、保持部が、本体部を保持する機能を果たせなくなるような態様だけでなく、保持部に不可逆

的な変形（塑性変形）が生じる態様も含む概念である。

【0010】

本形態によれば、包装体の保持部としての吊下げ部によって、包装体を吊下げた状態で使用することができる。そのため、ユーザが本体部を持った状態で、蓋体を本体部から剥離する必要がない。すなわち、ユーザは、片手で蓋体を剥離させることができる。これにより、ユーザの操作の簡略化される。

【0011】

本発明に係る包装体の更なる形態によれば、蓋体は、第1方向における剥離部の接着部と反対側において剥離部と連接された、ユーザに把持される把持部を有する。

【0012】

本形態によれば、蓋体は、把持部を有するため、ユーザは把持部を把持することで、蓋体を本体シートから容易に剥離させることができる。すなわち、ユーザの操作が簡略化される。

【0013】

本発明に係る包装体パッケージによれば、外部に開放された開口部を有するシート部材からなり、開口部に連通した収容空間が内部に形成された本体部と、開口部を覆い、開口部を開閉可能な蓋体とを有する包装体と、開口部から取り出し可能に収容空間に収容された収容体と、からなる包装体パッケージが構成される。本体部は、第1方向および当該第1方向と交差する第2方向に延在して形成されている。当該本体部は、第1方向における一方の端部の領域に形成された当該本体部を保持するための保持部を有する。蓋体は、本体部に接着された接着部と、接着部に連接し本体部に対して剥離可能に構成された剥離部とを有する。剥離部は、第1方向における接着部から一方の端部側に連接されている。そして、本体部には、固着部が固着された第1領域と、第1接着剤を介して剥離部が接着された第2領域と、第1領域と第2領域とで全領域を囲まれた第3領域とが形成されている。さらに、開口部は、第3領域内に形成されている。

また、第2領域は、保持部と、開口における第2方向に離間したそれぞれの箇所との接線と、蓋体を本体部に配置した状態における剥離部の外縁に対応する外径線とで囲まれた領域である第1剥離領域と、接線と開口と外径線とで囲まれた領域である第2剥離領域とを有する。そして、第3領域は、開口が形成されていない領域において蓋体と接着されないように構成されている。

【0014】

本発明によれば、開口部は、蓋体が剥離されず固着された第1領域と蓋体が剥離される第2領域に囲まれた第3領域内に形成されている。すなわち、第1方向に関して、第3領域における開口部と第1領域の間の部分と、蓋体は、第1接着剤で接着されていない。そのため、当該部分が第1接着剤で接着されている場合に比べて、開口部に対する引張力の作用を抑制することができる。その結果、開口部の変形を抑制することができる。これにより、蓋体を剥離させた後に、再度蓋体で開口部を覆う場合に、蓋体と本体部の密着性が向上する。この場合、第3領域における開口部と第1領域の間の部分は、開口非形成領域として構成されていることが好ましい。

【0015】

本発明に係る包装体パッケージの更なる形態によれば、第2領域は、当該第2領域を構成する各箇所と前記保持部とを結ぶそれぞれの直線が、前記開口部と重ならない位置に配置されるように構成されている。

【0016】

一般的な力の伝達を考慮すると、蓋体を剥離させる力によって発生する引張力は、保持部と剥離させる部分の間に直線的に作用する。そのため、保持部と剥離させる部分の間に開口部が設けられると、当該引張力によって、開口部が変形してしまう。しかしながら、本形態によれば、第2領域の各箇所と保持部とを結ぶ直線上に、開口部が形成されていない。そのため、剥離部を剥離させる力により発生する引張力によって、開口部が変形することを抑制することができる。

**【0017】**

本発明に係る収容物入り包装体の更なる形態によれば、保持部は、本体部を吊下げるための吊下げ部として形成されている。

**【0018】**

本形態によれば、本体部が吊下げられたときに生じる収容物の自重が作用した状態で、蓋体が本体部から剥離される際に、開口部に変形が生じることを抑制することができる。

**【発明の効果】****【0019】**

本発明によれば、包装体において、蓋の本体に対する密着性に関する改良技術を提供することができる。

**【図面の簡単な説明】****【0020】**

【図1】本発明の実施形態に係る包装体の全体構成を示す斜視図である。

【図2】包装体の平面図である。

【図3】包装体の側面図である。

【図4】図2の蓋を取り除いた平面図である。

【図5】図2のV-V線における断面図である。

【図6】包装体を吊下げた状態を示す正面図である。

【図7】本発明の第1変形例に係る包装体の図4相当の平面図である。

【図8】本発明の第1変形例に係る包装体の図5相当の断面図である。

【図9】本発明の第2変形例に係る包装体の図4相当の平面図である。

【図10】本発明の第2変形例に係る包装体の図5相当の断面図である。

**【発明を実施するための形態】****【0021】**

以下に、ウェットティッシュ130を取り出し可能に収容する包装体100として構成した、本発明の一実施の形態を説明する。ウェットティッシュ130は、繊維材料をシート状に形成した基材（例えば、不織布、ガーゼ、コットンシート、ティッシュペーパー）に液体（例えば、アルコール、消毒液、化粧水）等を含浸させたものを意味する。ウェットティッシュ130が本発明の「収容物」に対応する。また、ウェットティッシュ130が収容された包装体100が、本発明における「包装体パッケージ」に対応する実施構成例である。

**【0022】**

本実施の形態の包装体100の構成を、図1～図6により説明する。図1に示すように、包装体100は、本体110と蓋120により構成されている。本体110が本発明の「本体部」に対応し、蓋120が本発明の「蓋体」に対応する実施構成例である。

**【0023】**

図5に示すように、包装体100の本体110は、上壁110aと底壁110bにより形成され、ウェットティッシュ130を収容するウェットティッシュ収容空間110Hを有している。また、包装体100の本体110は、上壁110aに開口112が形成されている。ウェットティッシュ収容空間110Hが、本発明の「収容空間」に対応する実施構成例である。

**【0024】**

ウェットティッシュ130は、開口112から順次取り出すことができるように、ウェットティッシュ収容空間110H内に収容される。好ましくは、開口112からウェットティッシュ130を取り出した時、次に取り出されるウェットティッシュ130の一部が開口112から飛び出した状態となるように収容される。例えば、折り返したウェットティッシュ130を、折り返し方向が交互に逆になるように積層する。この時、ウェットティッシュ130の下方側（積層体の下方側）の端部が、次に取り出されるウェットティッシュ130の上方側（積層体の上方側）の端部の下方に配置されるように積層する。

**【0025】**

包装体100の本体110は、例えば、加熱することによって融着可能なフィルム（「熱融着フィルム」という）によって形成される。典型的には、包装体100の本体110は、熱融着フィルムによってウェットティッシュ130を包み、熱融着フィルムが重ねられている縦シール部（図示省略）および横シール部111a、111bを押圧および加熱し、縦シール部および横シール部111a、111bで熱融着フィルムを結合することによって形成される。縦シール部は、本体110の下部に、包装体100の製造時における熱融着フィルムの搬送方向に沿って形成される。また、横シール部111a、111bは、包装体100の製造時における熱融着フィルムの搬送方向に沿って離れた前後の箇所に、熱融着フィルムの搬送方向に直交する方向に沿って形成される。

#### 【0026】

図2に示すように、横シール部111aは、本体110の長辺方向（図2の左右方向）において、横シール部111bよりも長く形成されている。そして、横シール部111aの略中央部には、横シール部111aを貫通した円形状の吊下げ穴114が形成されている。この本体110の長辺方向が、本発明における「第1方向」に対応する実施構成例である。

#### 【0027】

包装体100の本体110を形成する熱融着フィルムとしては、加熱することによって融着可能な種々のフィルムを用いることができる。なお、本実施の形態では、ウェットティッシュ130を収容するため、熱融着フィルムとしては、ウェットティッシュ130の湿潤状態を保持可能（乾燥を防止可能）なフィルムを用いるのが好ましい。例えば、ポリエチレンテレフタート（P E T）樹脂により形成された保護層、アルミニウムにより形成された湿潤保持層（乾燥防止層）、二軸延伸ポリプロピレン樹脂により形成された熱融着層（ヒートシール層）が積層された積層フィルム（ラミネートフィルム）が用いられる。このような熱融着フィルムを用いて本体110を形成する場合には、縦シール部および横シール部において、熱融着層（二軸延伸ポリプロピレン樹脂層）が対向するように、熱融着フィルムを重ねる。これにより、縦シール部および横シール部が加熱されると、対向する熱融着層（二軸延伸ポリプロピレン樹脂層）が溶融して接合される。なお、保護層は省略することができる。また、湿潤保持層（乾燥防止層）は、ウェットティッシュ収容空間110Hに収容されているウェットティッシュ130の湿潤状態を維持する（乾燥を防止する）ことができればよく、アルミニウム層に限定されない。また、熱融着層は、加熱されることによって融着されればよく、二軸延伸ポリプロピレン樹脂層に限定されない。この熱融着フィルムが、本発明における「シート部材」に対応する実施構成例である。

#### 【0028】

開口112は、ウェットティッシュ130をウェットティッシュ収容空間110Hから取り出すことができる種々の形状に形成することができる。例えば、長軸と短軸を有する橢円形状、円形形状、四角形状に形成することができる。本実施の形態では、円形状を有する開口112が形成されている。この開口112が、本発明における「開口部」に対応する実施構成例である。

#### 【0029】

図2に示すように、蓋120は、開閉部120bと、開閉部120bから横シール部111b側に延びる基部120aと、開閉部120bから横シール部111a側（基部120aと反対側）に形成された摘み部120cを有している。開閉部120bは、開口112の面積より大きい面積を有している。そして、図3に示すように、蓋120は、一つの面に塗布された接着剤113a、113bによって、本体110の表面に接着されている。なお、摘み部120cには、接着剤が塗布されておらず、本体110に接着されていない。

#### 【0030】

基部120aは、接着剤115aによって、本体110に固着されている。一方、開閉部120bは、接着剤115bによって、本体110に対して剥離可能に接着されている。接着剤115bとしては、例えば、感圧接着剤が用いられている。摘み部120cは、

開閉部 120b を操作する摘みとして用いられる。この基部 120a、開閉部 120b、摘み部 120c がそれぞれ、本発明における「固着部」、「剥離部」、「把持部」に対応する実施構成例である。また、接着剤 115b が、本発明における「第 1 接着剤」に対応する実施構成例である。

#### 【0031】

接着剤 115a は、基部 120a の全面に塗布されている。これにより、基部 120a は、図 4 に示す本体 110 の固着領域 113a に固着されている。

#### 【0032】

一方、接着剤 115b は、開閉部 120b の一部の領域に塗布されている。すなわち、開閉部 120b において、図 4 に示す本体 110 の剥離領域 113b に対応する領域にのみ接着剤 115b が塗布されている。この剥離領域 113b は、第 1 剥離領域 113b1 と、第 2 剥離領域 113b2 で構成されている。第 1 剥離領域 113b1 は、吊下げ穴 114 を通る開口 112 の接線 L1, L2 と、開閉部 120b の外縁に対応する外形線とで囲まれた領域である。また、第 2 剥離領域 113b2 は、開口 112 の吊下げ穴 114 側の領域であって、接線 L1, L2 と開口 112 と開閉部 120b の外縁に対応する外形線とで囲まれた領域である。

#### 【0033】

図 4 に示すように、開口形成領域 113c は、固着領域 113a と剥離領域 113b に囲まれて形成されている。そして、開口 112 は、開口形成領域 113c に配置されている。この固着領域 113a、剥離領域 113b、開口形成領域 113c がそれぞれ、本発明における「第 1 領域」、「第 2 領域」、「第 3 領域」に対応する実施構成例である。

#### 【0034】

ウェットティッシュ 130 をウェットティッシュ収容空間 110H から取り出す時には、蓋 120 の摘み部 120c を摘んで、開閉部 120b を本体 110 の表面から剥がす。これにより、開閉部 120b が本体 110 から剥離され、開口 112 が開けられる。通常状態では、ウェットティッシュ 130 の乾燥を防止するために、開閉部 120b は本体 110 の表面に接着されている。

#### 【0035】

ウェットティッシュ収容空間 110H に収容されているウェットティッシュ 130 を開口 112 から取り出す操作を以下に説明する。

#### 【0036】

横シール部 111a が保持された状態で、ユーザが蓋 120 の摘み部 120c を引っ張る。すなわち、摘み部 120c を、横シール部 111a から横シール部 111b に向かって矢印 A の方向に引っ張る。これにより、蓋 120 の開閉部 120b が本体 110 から剥がされて、開口 112 が露出する。開口 112 を露出させることで、開口 112 からウェットティッシュ 130 を取り出すことができる。なお、横シール部 111a の保持は、図 6 に示すように、吊下げ穴 114 に吊下げ用のロープ 200 を通し、ロープ 200 によって本体 110 を吊下げるよう保持してもよい。本体 110 を吊下げて保持することで、矢印 A の方向に剥離された蓋 120 は、自重によって剥離された状態が保持される。この吊下げ穴 114 が、本発明における「保持部」、「吊下げ部」および「貫通穴」に対応する実施構成例である。

#### 【0037】

吊下げ穴 114 は、本体 110 を吊下げて保持した状態で、蓋 120 を剥離させても吊下げ穴 114 が破壊されないように、吊下げ穴 114 の穴径や、吊下げ穴 114 周辺の横シール部 111a の強度が設定されている。具体的には、蓋 120 を剥離させる際に接着剤の剥離によって熱融着フィルムに生じる引張力と、包装体 100 の自重によって熱融着フィルムに生じる引張力に対して、吊下げ穴 114 が破壊されないように、吊下げ穴 114 の穴径と横シール部 111a の断面係数が設定されている。一例として、包装体 100 の重量が 5 g、ウェットティッシュ 130 の重量が 25 g、吊下げ穴 114 の穴径を 5 mm であり、剥離速度 100 mm/min の時の蓋 120 の剥離強度が 250 g である包装

体パッケージにおいては、これらを合計した280g以上の強度を有するように、横シリアル部111aのフィルム裂け強度が設定される。

#### 【0038】

ウェットティッシュ130を使用しない時には、ウェットティッシュ130の乾燥を防止するために、ユーザは、摘み部120cを開口112側に戻し、開閉部120bを本体110の表面に接着する。

#### 【0039】

以上の本実施形態によれば、本体110に吊下げ穴114が形成されているため、包装体100を吊下げた状態を保持することができる。そのため、包装体100を吊下げた状態で蓋120を本体110に対して剥離させることができる。したがって、ユーザは、片手で蓋120を剥離させることができる。すなわち、蓋120の剥離の操作性が簡略化される。

#### 【0040】

また、本実施形態によれば、蓋120は包装体100が吊下げられた状態で剥離されるため、蓋120は、自重により剥離された状態が保持される。したがって、ユーザは、片手で蓋120を本体110から剥離させた後、当該片手でウェットティッシュ130を開口から取り出すことができる。すなわち、ユーザは、すべての動作を片手のみで行うことができるため、操作性が簡略化される。

#### 【0041】

また、一般的な力の伝達を考慮すると、開閉部120bを剥離させる力によって発生する引張力は、吊下げ穴114と接着剤115bを剥離させる剥離領域113bとの間に直線的に作用する。そのため、吊下げ穴114と剥離領域113bの各箇所を結ぶ直線上に開口112が設けられていると、当該引張力によって、開口112が変形してしまう。しかしながら、本実施形態によれば、開口112は、吊下げ穴114と剥離領域113bの各箇所を結ぶ直線上に形成されていないため、開口112が本体110の長辺方向に直接的に引っ張られることがない。すなわち、当該引張力によって、開口112が変形することを抑制できる。これにより、蓋120を剥離させた後に、再度蓋120で開口112を覆う場合に、蓋120と本体110の密着性が向上する。したがって、ウェットティッシュ130の乾燥を抑制することができる。

#### 【0042】

##### (第1変形例)

次に、図7、図8を参照しつつ、上記本実施形態を変更した第1変形例について説明する。第1変更例においては、図7に示すように、剥離領域213bが構成されている。剥離領域213b以外の構成は、上記本実施形態と同様である。

#### 【0043】

剥離領域213bは、蓋120の開閉部120bの外縁に対応して本体110上に構成されている。この剥離領域213bは、上記本実施形態と異なり、開口112に当接することなく、開口112から離間して配置されている。図8に示すように、接着剤115bは、開閉部120bの外縁にのみ塗布されている。

#### 【0044】

第1変形例によれば、上記本実施形態と同様の効果のほかに、剥離領域213bが開口112から離間しているため、開閉部120bを本体110から剥離させる際に生じる引張力によって、開口112が変形することをさらに抑制することができる。

#### 【0045】

##### (第2変形例)

次に、図9、図10を参照しつつ、上記本実施形態を変更した第2変形例について説明する。第2変更例においては、蓋120が接着剤115cを介して開口形成領域113cに剥離可能に接着されている。接着剤115c以外の構成は、上記本実施形態と同様である。

#### 【0046】

図10に示すように、蓋120は、接着剤115a, 115b, 115cで本体110と接着されている。接着材115cは、開閉部120bと本体110の開口形成領域113cとを剥離可能に接着している。この接着剤115cは、接着剤115bに比べて接着力が弱い。すなわち、接着剤115bで接着された部分に比べて、接着剤115cで接着された部分を剥離させるために必要な力が小さい。図9に示される開口形成領域113cの開口112以外の斜線領域に対応して、開閉部120bに接着剤115cが塗布されている。この接着剤115cが、本発明における「第2接着剤」に対応する実施構成例である。

#### 【0047】

第2変形例によれば、開口形成領域113cが接着剤115cにより開閉部120bに接着されているため、開口112の密閉性を向上させることができる。このとき、開口形成領域は113c、接着剤115bよりも開閉部120bを剥離させるために必要な力が小さい接着剤115cで接着されている。そのため、開閉部120bの剥離によって生じる引張力は、主に、剥離させるために必要な力が大きい接着剤115bで接着された剥離領域113bと吊下げ穴114の間に生じる。したがって、接着剤115cによって、開口112の密着性を向上させつつ、開口112の変形を抑制することができる。

#### 【0048】

以上においては、吊下げ部として、本体110の横シール部111aに吊下げ穴114を設けたが、これには限られない。例えば、本体110にフック等を取り付けて、本体110を吊下げ可能に構成してもよい。また、本体110の横シール部111aに粘着テープが設けられていて、本体110を吊下げ可能に構成してもよい。また、以上においては、包装体100は、吊下げられた状態で使用されるように説明されていたが、これには限られない。例えば、横シール部111aを机や棚の上などの所定の固定箇所に固定されることで、包装体100を保持してもよい。

#### 【0049】

また、以上においては、蓋120に摘み部120cが形成されていたが、摘み部120cが形成されていなくてもよい。また、摘み部120cの形状として、例えば、蓋120の曲線部分と同じ曲率で一体に形成することなく、蓋120に対して、さらに横シール部111aの方向に突出するように構成してもよい。

#### 【0050】

また、以上においては、ウェットティッシュ130は、いわゆるポップアップ形式に折り畳まれて、包装体100に収容されていたが、これには限られない。例えば、ウェットティッシュ130は、Z折りの縁部がさらに折り返されたジグザグ折りにされた後に、それら折り線の中心を境にして半分に折り返された折り形状である、いわゆるポケット折りに折り畳まれていてもよい。

#### 【0051】

また、以上においては、ウェットティッシュ等のシート状物品に限定されず、種々の物品を収容する包装体として構成することができる。

#### 【0052】

以上の発明の趣旨に鑑み、本発明に係る包装体は、下記の態様が構成可能である。

##### (態様1)

「請求項1に記載の包装体であって、

前記第3領域は、前記開口部が形成されていない、開口非形成領域を有し、

前記開口非形成領域は、前記開口部と前記第1領域の間に配置されていることを特徴とする包装体。」

#### 【0053】

##### (態様2)

「請求項9に記載の包装体パッケージであって、

前記第3領域は、前記開口部が形成されていない、開口非形成領域を有し、

前記開口非形成領域は、前記開口部と前記第1領域の間に配置されていることを特徴と

する包装体パッケージ。」

【0054】

(態様3)

「請求項9または態様2に記載の包装体パッケージであって、

前記本体部は、前記第1方向における両方の端部領域に、シート部材を貼り合わせた接合部分が設けられており、

前記接合部分は、前記一方の端部側に形成された第1接合部分と、前記第1方向の他方の端部側に形成された第2接合部分とを有し、

前記第1接合部分は、前記第1方向において、前記第2接合部分よりも長く形成されていることを特徴とする包装体パッケージ。」

【0055】

(態様4)

「態様3に記載の包装体パッケージであって、

前記第1接合部分に、前記本体部を吊下げるための吊下げ穴が形成されていることを特徴とする包装体パッケージ。」

【符号の説明】

【0056】

100 包装体

110 本体

110a 上壁

110b 底壁

110H 収容空間

111a 横シール部

111b 横シール部

112 開口

112a 貫通穴

112b 貫通穴

113a 固着領域(第1領域)

113b 剥離領域(第2領域)

113b1 第1剥離領域

113b2 第2剥離領域

113c 開口形成領域(第3領域)

114 吊下げ穴

115a 接着剤

115b 接着剤(第1接着剤)

115c 接着剤(第2接着剤)

120 蓋

120a 基部

120b 開閉部

120c 摘み部

130 ウエットティッシュ

200 ロープ

213b 剥離領域

L1 接線

L2 接線

【手続補正2】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

**【特許請求の範囲】****【請求項 1】**

外部に開放された開口部を有するシート部材からなり、前記開口部に連通した収容空間が内部に形成された本体部と、

前記開口部を覆い、前記開口部を開閉可能な蓋体と、を有し、

前記収容空間に収容された収容物を前記開口部から取り出し可能な包装体であって、

前記本体部は、第1方向および当該第1方向と交差する第2方向に延在して形成されており、前記第1方向における一方の端部の領域に形成された当該本体部を保持するための保持部を有し、

前記蓋体は、前記本体部に固着された固着部と、前記固着部に連接し前記本体部に対して第1接着剤を介して剥離可能に構成された剥離部と、を有し、

前記剥離部は、前記第1方向における前記固着部から前記一方の端部側に連接されており、

前記本体部には、前記固着部が固着された第1領域と、前記第1接着剤を介して前記剥離部が接着された第2領域と、前記第1領域と前記第2領域とで全領域を囲まれた第3領域とが形成されており、

前記開口部は、前記第3領域内に形成されており、

前記第2領域は、前記保持部と、前記開口における前記第2方向に離間したそれぞれの箇所との接線と、前記蓋体を前記本体部に配置した状態における前記剥離部の外縁に対応する外径線とで囲まれた領域である第1剥離領域と、前記接線と前記開口と前記外径線とで囲まれた領域である第2剥離領域とを有し、

前記第3領域は、前記開口が形成されていない領域において前記蓋体と接着されないとを特徴とする包装体。

**【請求項 2】**

請求項1に記載の包装体であって、

前記第2領域は、当該第2領域を構成する各箇所と前記保持部とを結ぶそれぞれの直線が、前記開口部と重ならない位置に配置されるように構成されていることを特徴とする包装体。

**【請求項 3】**

請求項1または2に記載の包装体であって、

前記保持部は、前記本体部を吊下げるための吊下げ部として形成されていることを特徴とする包装体。

**【請求項 4】**

請求項3に記載の包装体であって、

前記吊下げ部は、前記本体部を貫通した貫通穴であることを特徴とする包装体。

**【請求項 5】**

請求項3または4に記載の包装体であって、

前記吊下げ部は、前記本体部が吊下げられた状態で、前記剥離部を前記本体部から剥離させたときに、前記吊下げ部が破壊されない強度を有することを特徴とする包装体。

**【請求項 6】**

請求項1～5のいずれか1項に記載の包装体であって、

前記蓋体は、前記第1方向における前記剥離部の前記固着部と反対側において前記剥離部と連接された、ユーザに把持される把持部を有することを特徴とする包装体。

**【請求項 7】**

外部に開放された開口部を有するシート部材からなり、前記開口部に連通した収容空間が内部に形成された本体部と、

前記開口部を覆い、前記開口部を開閉可能な蓋体と、を有する包装体と、

前記開口部から取り出し可能に前記収容空間に収容された収容物と、からなる包装体パッケージであって、

前記本体部は、第1方向および当該第1方向と交差する第2方向に延在して形成されて

おり、前記第1方向における一方の端部の領域に形成された当該本体部を保持するための保持部を有し、

前記蓋体は、前記本体部に固着された固着部と、前記固着部に連接し前記本体部に対して第1接着剤を介して剥離可能に構成された剥離部と、を有し、

前記剥離部は、前記第1方向における前記固着部から前記一方の端部側に連接されており、

前記本体部には、前記固着部が固着された第1領域と、前記第1接着剤を介して前記剥離部が接着された第2領域と、前記第1領域と前記第2領域とで全領域を囲まれた第3領域とが形成されており、

前記開口部は、前記第3領域内に形成されており、

前記第2領域は、前記保持部と、前記開口における前記第2方向に離間したそれぞれの箇所との接線と、前記蓋体を前記本体部に配置した状態における前記剥離部の外縁に対応する外径線とで囲まれた領域である第1剥離領域と、前記接線と前記開口と前記外径線とで囲まれた領域である第2剥離領域とを有し、

前記第3領域は、前記開口が形成されていない領域において前記蓋体と接着されないことを特徴とする包装体パッケージ。

#### 【請求項8】

請求項7に記載の包装体パッケージであって、

前記第2領域は、当該第2領域を構成する各箇所と前記保持部とを結ぶそれぞれの直線が、前記開口部と重ならない位置に配置されるように構成されていることを特徴とする包装体パッケージ。

#### 【請求項9】

請求項7または8に記載の包装体パッケージであって、

前記保持部は、前記本体部を吊下げるための吊下げ部として形成されていることを特徴とする包装体パッケージ。